

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 1月 20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第 12 号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員）」を「第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間職員）」に改め、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間職員」に改める。

第5条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間職員」に改める。

第23条第1項及び第24条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第3条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。